

住民税 公的年金からの 特別徴収

公的年金からの特別徴収とは、公的年金から住民税(町県民税)を差し引いて町に納入する制度です。平成27年度の納税通知書で「公的年金からの特別徴収税額」欄に税額の記載があった方は、10月支給分の年金からそれぞれの税額を特別徴収(天引き)します。

国民健康保険税についても、納税通知書の「特別徴収」欄に税額の記載があった方は、10月支給分の年金からそれぞれの税額を特別徴収します。

●問い合わせ 税務課 内線112

今年度新たに特別徴収となる場合・昨年度中に特別徴収が中止となった場合

6月、8月は、年税額の4分の1ずつを普通徴収し、10月、12月、2月は、年税額から普通徴収した額を差し引いた残りの額の3分の1ずつを特別徴収します。

住民税年税額 (例) 60,000円	納付月 納付額	納付書や口座振替で納付(普通徴収)		年金から天引き(特別徴収)		
		6月	8月	10月	12月	2月
		15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

昨年度から引き続き特別徴収となる場合

4月、6月、8月は、前年度2月に徴収した額と同じ額を、10月、12月、2月は年税額から本年度の4月、6月、8月で仮徴収した額を差し引いた残りの額の3分の1ずつを特別徴収します。

住民税年税額 (例) 63,000円	納付月 納付額	年金から天引き(特別徴収)					
		前年度2月と同じ額(仮徴収)			本年度年税額の残りを3分割		
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
		10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円

国民年金 保険料の 後納制度

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付できる「後納制度」が、今年の10月1日から3年限りの特例として開始されました。

後納制度は、事前申し込みにより納付が可能です。保険料を納めていただくことで、将来受け取る年金額の増額や、年金受給資格期間の取得につなげることができます。なお、審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合もあります。

- 申請に必要なもの 年金手帳、印鑑
- 申請先 お近くの年金事務所または役場保険医療課
- 問い合わせ
 - ・国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
 - ・半田年金事務所 ☎0569-21-2375
 - ・役場 保険医療課 内線154

医療費の適正化にご協力ください！

皆さんのくらしをまもる
国民健康保険②



同じ病気での重複受診は控えましょう

同じ病気、複数の医療機関を転々とするのは控えましょう。転々とする度に医療費と時間がかさみ、重複する検査や投薬は、かえって体に負担を与えてしまいます。体のことで気になることがあったら、かかりつけ医師に相談しましょう。

●問い合わせ 保険医療課 内線154